

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った、公文書一部開示決定は妥当である。

第2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成19年7月20日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成19年度舗装能力審査申請書一式 ○○○○○○ 許可番号33-○○○○○」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成19年度舗装能力審査申請書 ○○○○○○ 許可番号33-○○○○○」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第3号（事業活動情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年7月27日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成19年8月28日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成19年9月4日、条例第17条の規定により、岡山県行政情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件処分について、その一部を取り消し、非開示とされた条例第7条第3号（事業活動情報）に該当する情報及び本件対象公文書として「勝英支局長による入札参加希望に係る工事施工実態調査及び勝英支局地域建設室担当者の現地施工状況調査派遣について」（以下「勝英支局長調査等書類」という。）の文書の開示を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。
なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭による意見陳述の希望はなかった。
(1) 条例第7条第3号該当の非開示部分は、不適当な法の解釈で、不当であるため、全部開示すべきである。
(2) 舗装能力審査申請書の全部を請求したが、勝英支局長調査等書類は開示されてい

ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

- 1 条例第7条第3号該当の固定資産減価償却内訳明細書に記載されている一部の情報を非開示にした理由は、通常では知り得ない詳細な資産情報を公にすることになれば、それが会社規模の判断材料になったり、経年の状況を見比べることにより投資状況や経営の方向性、経営状況が推測され、競争する他の企業にとって有利な情報となるので、競争上の不利益が生じると判断したためである。
- 2 異議申立人のいう勝英支局長調査等書類は、「平成19年度舗装能力審査申請書」として提出される文書ではないので、今回開示請求された本件対象公文書には該当しない。

第5 審査会の判断

- 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「平成19年度舗装能力審査申請書 ○○○○○○ 許可番号 33-○○○○○」である。

実施機関は、本件開示請求を受け、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第3号（事業活動情報）に該当する情報が含まれている部分を非開示として、一部開示とする本件処分を行っている。

本件異議申立ては、本件処分のうち、条例第7条第3号（事業活動情報）に該当するとして非開示とした部分及び開示した文書以外の勝英支局長調査等書類について、それぞれ開示を求めるというものである。

- 2 条例第7条第3号（事業活動情報）の規定について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」を非開示とすることを規定している。

これは、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重しつつ、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの競争上の地位又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とは、生産技術、販売、営業等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えると認められるもの、経営方針、経理、人事、労務管理等事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業運営に不利益を与えると認められるものなどをいうとされている。

3 条例第7条第3号（事業活動情報）の該当性について

条例第7条第3号（事業活動情報）において非開示の対象となっているのは、平成19年度舗装能力審査申請書のうち、「固定資産減価償却内訳明細書」に記載されている種類、固定資産コード、原価区分、部門、名称、構造・細目、単位、数量、事業供用年月日、処分年月日、残存価額、取得価額、期首帳簿価額、償却基礎金額、耐用年数、償却率、償却期間、償却限度額、普通償却限度額、特別償却限度額、合計、当期償却額、償却累計額、期末帳簿価額、摘要、作成会社名である。

実施機関は、「固定資産減価償却内訳明細書」に記載されている一部の情報を非開示にした理由としては、通常では知り得ない詳細な資産情報を公にすると、それが、会社規模の判断材料になったり、経年の状況を見比べることにより、投資状況や経営の方向性、経営状況が推測され、競争する他の企業にとって有利な情報となるので、競争上の不利益が生じると判断したと主張している。

法人の保有資産状況に係る情報については、一般に貸借対照表など財務諸表等の範囲では公表されているところであるが、固定資産減価償却内訳明細書については、法人が所有する個別具体的な機械等の資産評価価値に関する情報であるため、通常公にされているものではない。当該固定資産減価償却内訳明細書を公開すると、実施機関が主張するように当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、「固定資産減価償却内訳明細書」のうち、非開示とした部分については、条例第7条第3号（事業活動情報）の非開示情報に該当すると認められる。

4 勝英支局長調査等書類について

異議申立人は、開示された文書のほかに勝英支局長調査等書類が存在し、当該文書の開示がされなかったと主張するが、実施機関は、これらは「平成19年度舗装能力審査申請書」として提出される文書ではないと主張しており、当審査会において、本件対象公文書その他関係資料を見分したところ、これらは「平成19年度舗装能力審査申請書」の一連の文書として特定すべきものには該当しないものと認められる。

なお、実施機関が異議申立人に対し、勝英支局長調査等書類は、本件対象公文書の一連の文書ではない旨を説明したところ、異議申立人は、別途、平成19年8月31日付けで当該文書の開示請求を行い、実施機関は、平成19年9月6日付けで、当該文書が不存在のため非開示決定を行っている。

よって、勝英支局長調査等書類について、異議申立人の3の2の（2）の主張は採用できない。

5 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について、条例第7条第2号（個人情報）及び同条第3号（事業活動情報）に該当する情報が含まれていることを理由として、公文書一部開示決定とした本件処分は妥当であると認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経過等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 9月 4日	実施機関から諮問を受けた。
平成19年10月18日	実施機関から理由説明書が提出された。
平成20年 1月11日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成20年 2月19日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成20年 3月10日 (審査会第3回目)	事案の審議を行った。
平成20年 4月18日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成20年 5月29日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成20年 6月19日	実施機関に対し答申した。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 神 山 敏 雄	岡山大学 名誉教授	
会長職務代理者 清 野 幸 代	弁護士	
宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	